

厚生労働省委託事業

平成 29 年度
簡易専用水道の台帳作成に関する検討調査一式
報告書

平成 30 年 3 月

株式会社三菱ケミカルリサーチ

目次

1. 調査名称	1
2. 調査の目的	1
3. 調査内容	2
4. 実施結果	3
4. 1. 調査票の検討	3
4. 1. 1. 目的について	3
4. 1. 2. 貯水槽水道の管理向上のために重要な事項	3
4. 1. 3. 台帳に必要な情報について	3
4. 2. 調査票の転記作業	4
4. 3. 調査票への集計にあたっての問題点と対応	7
4. 4. 台帳への入力データの記載方法の修正	7
5. まとめ	8
6. 添付資料－作成した台帳	9

1. 調査名称

平成 29 年度「簡易専用水道の台帳作成に関する検討調査一式」

2. 調査の目的

水道水供給の末端に位置する簡易専用水道は、その衛生確保の観点から、水道法に基づき適切な管理を行い、定期的な検査を受けることとされている。国の設置する簡易専用水道については国にその指導権限があるが、受検状況を把握し、未受検施設に対する指導を実施するにあたっては、台帳の情報を継続的に更新していく必要がある。本調査では、国の設置する簡易専用水道を対象として、定期的に更新することを考慮して情報量を必要最低限とした台帳を作成することにより、適切な管理の促進に資することを目的とする。

3. 調査内容

・貯水槽水道の台帳整備に関する調査

本調査においては、国の設置する簡易専用水道（3,000 施設程度）を対象とし、以下表 1 に示した調査を実施した。

業務内容については、表 1 のとおり。

表 1 調査内容

項目	内容
①台帳整備に必要な情報の抽出	定期的に情報を更新することを前提として、簡易専用水道の設置者や水道事業者等から得られる情報のうち、受検状況の把握及び未受検施設への指導に最低限必要な情報を整理し、台帳のひな形及び調査票の作成を行った。
②①によって抽出された情報の検証－確認	①によって作成された調査票により、厚生労働省が関係者に調査を行った結果を集計－整理するとともに、回答状況によって必要に応じて調査票の見直しを行った。
③簡易専用水道台帳の整備	①及び②の結果に基づき、簡易専用水道台帳を作成した。
④報告書の作成	①～③の結果を取りまとめ、報告書を作成した。

4. 実施結果

4. 1. 調査票の検討

国が設置する簡易専用水道の台帳を作成するにあたり、以下のような考察を行った。この考察に基づき、台帳に必要な項目を検討してエクセルのフォーマットを作成した。

4. 1. 1. 目的について

国設置簡易専用水道の受検状況把握、指導のための台帳作成とする。

4. 1. 2. 貯水槽水道の管理向上のために重要な事項

昨年度の調査で自治体が管理する貯水槽水道の管理向上のために重要とされた事項と
そのために必要な対応については、以下のとおりである。

- ①施設把握率の向上
 - ・届出（設置、変更、廃止）の義務化
 - ・施設台帳整備と共有化（水道事業者／設置者）
- ②受検施設把握率の向上
 - ・設置者による報告、検査機関による代行報告
- ③受検率向上
 - ・設置者への受検促進に向けた啓発、指導強化等

4. 1. 3. 台帳に必要な情報について

前項で示した事項を踏まえ、管理向上に資する台帳作成に必要な情報について幾つかの観点から整理を行った。結果を以下に示す。

①対象施設を特定する情報

国所管簡易専用水道 DB と検査機関 DB を照合した結果、多くの突合不可件数があった。施設の名称や、住所が不正確なため不一致との指摘がある。

- ・登録番号（同一施設で複数の簡易専用水道がある場合がある。）
- ・施設名称
- ・住所
- ・受水槽容量（同一施設で簡易専用水道、小規模貯水槽水道がある場合がある）
- ・所管省庁

②管理、指導判断に必要な情報

- ・受検日、情報ソース（施設管理者 or 検査機関代行）
（ ・代行報告了承有無）

③指導に必要な情報

- ・連絡先（電話、e-mail、FAX 等）

・施設管理者名

④台帳の精度を向上させるための情報

・管理台帳の有無／更新日

国所管簡易水道 DB と検査機関検査済 DB の突合ができないデータが多かったことの原因は、施設名称や住所の記載が不正確であることや、同一の場所に施設が複数あることなどによると推定された。情報を正確化するには台帳の作製とタイムリーな更新が必要と指摘された。

(2) 項記載した事項を水道事業者、検査機関間で一致させること。)

。

4. 2. 調査票の転記作業

検討した項目を含む台帳への転記を以下のようなスキームで実施した。具体的には、厚生労働省が調査した簡易専用水道の管理に関する調査のデータから簡易専用水道の台帳への転記を実施した。

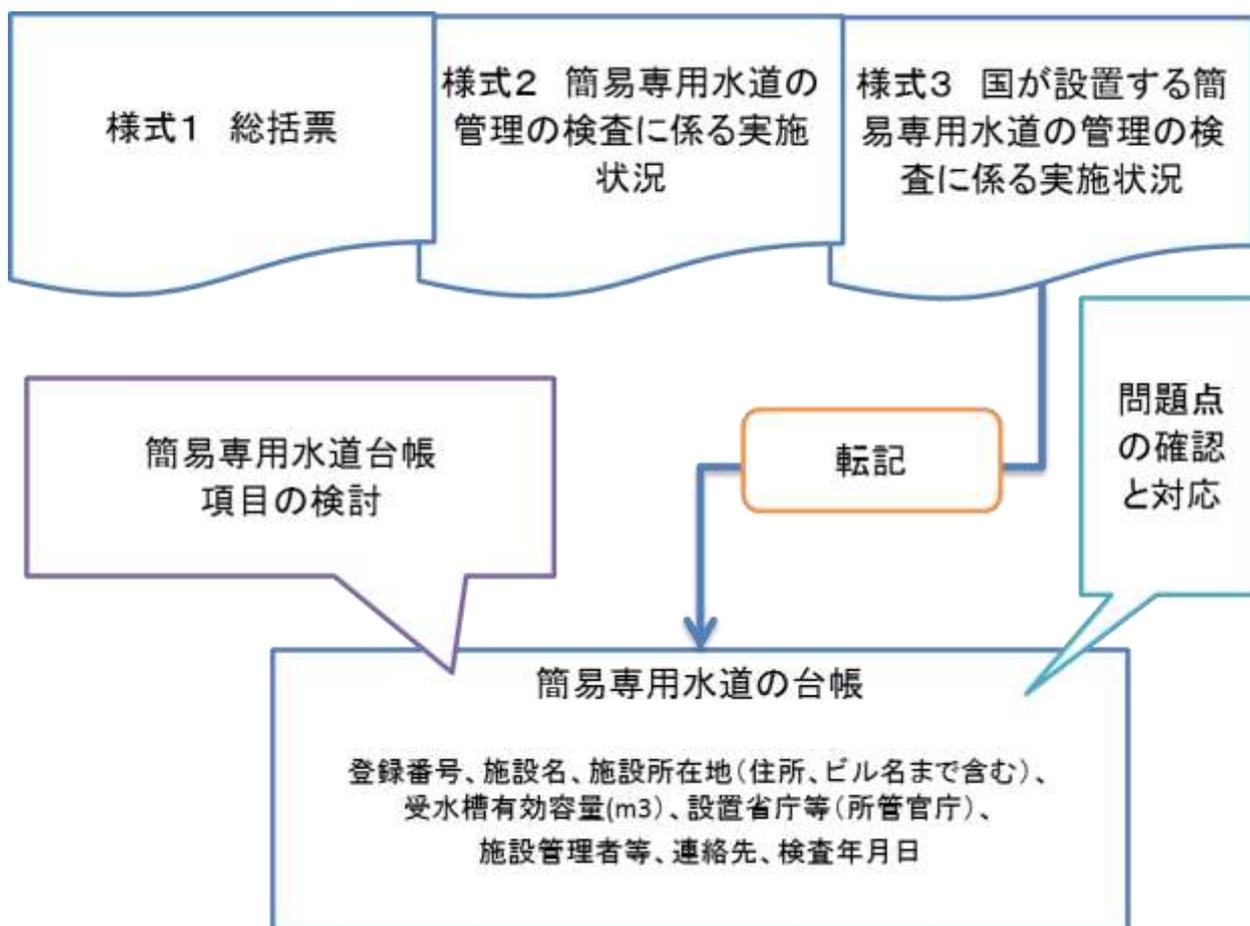


図 1 調査票の検討と集計作業

簡易専用水道の管理に関する調査の調査票は、「様式1 総括票」、「様式2 簡易専用水道の管理の検査に係る実施状況」、「様式3 国が設置する簡易専用水道の管理の検査に係る実施状況」の3つのシートから構成されている。これらのうち、国が設置する簡易専用水道の管理の検査に係る実施状況についてデータのある様式3から、検討した台帳へ転記した。様式3の記載事項を表2に示す。

表2 様式3 国が設置する簡易専用水道の管理の検査に係る実施状況の記載事項

施設番号			
登録番号			
①平成27年度検査実績			
②施設名			
③施設所在地			
④受水槽有効容量(m3)			
⑤給水水道事業者等			
⑥設置省庁等			
⑦代行報告了解の有無			
⑧設置者			
⑨施設管理者等			
⑩連絡先電話番号			
⑪検査年月日			
⑫検査の結果	1	受水槽	水槽の周囲の状態
	2		水槽本体の状態
	3		水槽上部の状態
	4		水槽内部の状態
	5		水槽のマンホールの状態
	6		水槽のオーバーフロー管の状態
	7		水槽の通気管の状態
	8		水槽の水抜管の状態
	9	高置水槽	水槽の周囲の状態
	10		水槽本体の状態
	11		水槽上部の状態
	12		水槽内部の状態
	13		水槽のマンホールの状態
	14		水槽のオーバーフロー管の状態
	15		水槽の通気管の状態

	16		水槽の水抜管の状態
	17	給水管等の状態	
	18	水質検査	臭気
	19		味
	20		色
	21		色度
	22		濁度
	23		残留塩素
	24	書類の整理及び保存の状態	
	25	その他	
	25の概要		
⑬特に衛生上問題があると して該当した事例	1	汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合	
	2	水槽内に動物等の死骸がある場合	
	3	給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合	
	4	水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合	
	5	マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合	
	6	その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合	
	6の概要		
⑭助言内容等			

4.1.3 で整理した情報を台帳管理が容易にできるよう、必要最小限の情報にとどめることを考慮し、国が設置する簡易専用水道の台帳への記載事項を表3のとおり整理した。

表3 国が設置する簡易専用水道の台帳の記載事項

登録番号
施設名
施設所在地（住所、ビル名まで含む）
受水槽有効容量(m3)
設置省庁等（所管官庁）
施設管理者等
連絡先
検査年月日

4. 3. 調査票への集計にあたっての問題点と対応

調査票の台帳への転記にあたり、幾つかの問題点があることが判明した。厚生労働省と相談の上で、以下のように対応した。以下に記載する。

表 4 記載データの問題点の確認と対応

問題点	対応方法
・検査年月日に当該年度以外の日付が記載されていたものがあつた。	記入ミスと確定できないことから、そのままの記載とした。
・検査は実施したとされていたが、検査年月日の記載がないものがあつた。	検査実施施設として整理した。
・検査は実施したとされていたが、検査結果の記載が統一されていなかった。	今回の台帳作成では検査結果の記載をしていないので対応なし。
・検査を実施していないとされていたにもかかわらず、検査年月日が記載されていたものがあつた。	他の検査機関のデータと重複していなければ、検査を実施したものとして取り扱った。
検査を実施したかの回答がないものがあつた。	個別に検証し、検査年月日や結果から検査の実施を分類した。

4. 4. 台帳への入力データの記載方法の修正

作成した台帳の体裁は表 5 のとおりとした。

表 5 台帳への入力データの記載方法の修正

項目	修正作業
通し番号	所在地の都道府県順で並べ、通し番号を付与した。 (検査実施・未実施合わせて通し番号とした)
電子版	設置省庁等別の項目でもソートできる形とした。 (通し番号は付与し直さないこととした)

5. まとめ

国の設置する簡易専用水道を対象として、定期的に更新することを考慮して情報量を必要最低限とした台帳を作成することにより、適切な管理の促進に資することを目的として台帳を整備した。

台帳を作成するにあたって、4.3 表4のような問題が発生した。調査の実施、集計時には以下の事項に留意する必要がある。

①調査実施時

本調査のデータは、平成 27 年度における「国が設置する簡易専用水道の管理の検査に係る実施状況」に関するアンケート結果から抽出したものだが、記載された調査日が平成 27 年度の範囲外であるなど結果に矛盾がみられ、実際に調査期間中に対象施設が存在し稼働していたのか、データからは判然としない箇所が散見された。

今後の調査で、特に本台帳の整備に着目した場合、

- ・実際に調査期間内に検査が行われたか
- ・行われなかった場合、その施設が維持されているか
- ・改廃の予定の有無

などの事項について、明確なデータを得るための措置（チェックリストを設ける等）が必要である。

②集計時

本調査では、アンケート結果が記入された Excel ファイルを回収してデータ集約作業を行ったが、ファイルによっては独自にデータシートが追加されるなど、フォーマットの改変が行われたものがあり、集計に支障を来した。アンケート用の Excel ファイルに関しては、シートの追加などの改変は行わないことを周知することが求められる。

また、検査機関で検査した際に記載された施設名が正確でないものも散見された。台帳作成時の突合にあたって障害となるため、検査機関側にも正確な記載を求めていく必要がある。

作成した簡易専用水道台帳とその様式について以下に添付した。

6. 添付資料—作成した台帳

《本台帳について》

- ・本台帳掲載の施設情報は、国の設置する簡易専用水道施設について、関係者（全国の検査機関）に対して行った「平成 27 年度の検査実績に関するアンケート調査」の回答に基づく。同調査で、平成 27 年度の「検査実施対象」として報告された施設の情報と、検査未実施と報告された施設の情報を集約した。本年度調査で「検査実施対象」相当の施設は 1,819 施設、「検査未実施」の施設は 352 施設であり、合計施設数は 2,171 施設であった。
- ・表中の並び順は、「施設所在地」の住所を基に、総務省「全国地方公共団体コード」(<http://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html>) に従い決定した。
- ・「検査実施対象」中、「検査年月日」が平成 27 年度（平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）の範囲と異なる項目、「検査年月日」の記載がない項目等が一部存在するが、そのまま収録した。
- ・調査未実施とされた施設のうち、「廃止施設」と報告されたものは除外した。
- ・「検査実施対象」の「検査機関登録番号」は、アンケート対象である「全国の検査機関」に対応したものである。番号と検査機関の対応は別途示した。他の項目（「施設名」「施設所在地」「受水槽有効容量」「設置省庁等（所管官庁）」「施設管理者等」「連絡先」「検査年月日」）については、「連絡先」の電話番号等の最低限の補完を除き、原則としてアンケートの回答データをそのまま掲載した。

以下には、簡易専用水道台帳の様式を示す。

本報告書は、平成 29 年度厚生労働省委託事業「簡易専用水道の台帳作成に関する検討調査一式」の結果をとりまとめたものである。

平成 30 年 3 月

厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課